

兵庫県公報

令和元年12月10日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則（水大気課）	1

公布された法令のあらまし

●環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第26号）

卸売市場に設置される施設であって、水質汚濁防止法の規定による汚水又は廃液を排出する施設に係る設置等の届出を要するものの対象が見直されること等を踏まえ、環境の保全と創造に関する条例の規定による設置等の届出を要する汚水に係る施設について所要の整備を行うこととした。

規 則

環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月29日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第26号

環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則

環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成8年兵庫県規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第5の12の項中「製造業」の右に「の用」を加え、同表15の項中「でんぷん又は化工でんぷん」を「でん粉又は化工でん粉」に改め、同表17の項中「めん類製造業」を「麺類製造業」に改め、同表32の項を次のように改める。

32 削除

別表第5の34の項中「前2項」を「33の項」に改め、同表45の項の次に次のように加える。

45の2 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）

別表第5の72の項(3)中「カドミニウム電極」を「カドミウム電極」に改め、同表73の項の次に次のように加える。

73の2 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設

別表第5の77の項の次に次のように加える。

77の2 エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（1の項から31の項まで及び33の項から77の項までに該当するものを除く。）

別表第5の88の項を次のように改める。

88 削除

別表第5の89の項中「地方卸売市場」を「卸売市場」に、「第2条第4項」を「(昭和46年法律第35号)第2

条第2項」に、「もの（卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条第2号に規定する）」を「卸売市場をいう。以下この項において同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売をする者又は水産加工業を営む者に対し卸売をするための）」に改め、「をいう。）」を削り、同表90の項中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に、「もの」を「廃油処理施設」に改め、同表94の項中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の右に「（昭和45年法律第137号）」を加え、「もの」を「一般廃棄物処理施設」に改め、同表95の項を次のように改める。

95 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。）のうち、次に掲げるもの

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設

別表第5の96の項中「又はテトラクロロエチレン」を「、テトラクロロエチレン又はジクロロメタン」に、「前各項」を「1の項から31の項まで、33の項から87の項まで及び89の項から95の項まで」に改め、同表97の項中「又はテトラクロロエチレン」を「、テトラクロロエチレン又はジクロロメタン」に、「前各項」を「1の項から31の項まで、33の項から87の項まで及び89の項から96の項まで」に改め、同表101の項中「及び72の項」を「、72の項及び73の2の項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年6月21日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第5の12の項、15の項、17の項、32の項、34の項、72の項、90の項及び94の項の改正規定、同表96の項及び97の項の改正規定（「又はテトラクロロエチレン」を「、テトラクロロエチレン又はジクロロメタン」に改める部分を除く。）並びに次項の規定 公布の日
- (2) 別表第5の45の項の次に次のように加える改正規定、同表73の項の次に次のように加える改正規定、同表77の項の次に次のように加える改正規定、同表95の項の改正規定、同表96の項及び97の項の改正規定（「又はテトラクロロエチレン」を「、テトラクロロエチレン又はジクロロメタン」に改める部分に限る。）並びに同表101の項の改正規定 令和2年1月1日

（経過措置）

2 この規則の施行の日までの間における前項第1号に掲げる規定による改正後の環境の保全と創造に関する条例施行規則別表第5の96の項及び97の項の規定の適用については、これらの規定中「、33の項から87の項まで及び89の項」とあるのは、「及び33の項」とする。